

## 平成27年 多賀城市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 会議の年月日 平成27年1月26日(月)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 委員長 浅野 憲隆 委員 菊池 すみ子  
委員 今野 喜弘 委員 樋渡 奈奈子  
教育長 菊地 昭吾
- 4 説明のため出席した事務局職員  
副教育長兼教育総務課長 大森 晃  
学校教育課長 高砂 弘之  
生涯学習課長 武者 義典  
文化財課長 郷右近 正晃  
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 5 記録係 教育総務課副主幹 伊東 芳恵
- 6 開会の時刻 午後4時
- 7 議事日程  
日程第1 前回会議録の承認について  
日程第2 会議録署名委員の指名について  
日程第3 諸般の報告  
事務事業等の報告  
日程第4 議 事  
議案第1号 平成27年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について  
議案第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見について  
議案第3号 平成26年度多賀城市一般会計補正予算(第7号)に対する意見について  
日程第5 その他

## 委員長

ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回定例会を開会します。

### 日程第1 会議録の承認について

## 委員長

先ず、前回定例会の会議録について、承認を求めます。

会議録については、事前にお配りをいたしておりますので、本日は朗読を省略します。前回定例会の会議録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 委員長

異議がないものと認め、前回定例会の会議録については、承認されました。

### 日程第2 会議録署名委員の指名について

## 委員長

続きまして、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第22条第3項の規定により、委員長において菊池すみ子委員、樋渡委員を指名します。よろしくお願いたします。

### 日程第3 諸般の報告について

#### 事務事業等の報告

## 委員長

これより、本会議に入ります。事務事業等の報告について、教育長の説明を求めます。

## 教育長

はい。諸般の報告をいたします。平成26年第12回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係、1月5日、定期昇給者に係る辞令交付を行いました。教育委員会事務局職員は56名中49名が定期昇給しております。

1月15日、「第6回仙台管内教育委員会教育長会議」が仙台合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

学校教育課関係、市立小中学校は、昨年12月23日から16日間の冬休みを終え、1月8日から3学期に入っております。

冬休み中の12月25日から27日までの3日間には、今年度で第3回目となりました「多賀城スコール（ウィンタースクール）」を、多賀城小学校及び多賀城市中央公民館で開催し、小学生延べ125人、中学生延べ99人の参加がありました。

小・中学校のインフルエンザについては、本日までに天真小学校4学級、城南小学校2学級、多賀城小学校1学級で学級閉鎖の報告がありました。その他の学校からも少人数ながら罹患者発生 of 報告がありますので、管理校医の指導を受けながら、引き続きうがいや手洗いの励行等、感染の未然防止に努めてまいります。

生涯学習課関係、1月9日、「多賀城市青少年健全育成市民会議第3回理事会」が開催され、平成26年度青少年善行表彰者の選考や少年の主張全国大会の報告等を行いました。1月10日、「10,000人寒げいこ」が総合体育館において行われ、14団体296名が参加しました。

1月11日、「平成27年成人式」を文化センターで開催しました。対象者は平成6年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた664名（男358名・女306名）で、市外に居住している新成人を含む476名の出席がありました。式典については、市内中学校の卒業生9名で組織する実行委員会が準備段階から企画運営し、中学校当時を振り返る映像や恩師のスピーチ等が行われました。

1月17日、NHKの番組「着信御礼！ケイタイ大喜利（おおぎり）」の公開収録が文化センターで行われ、913名の参加者がありました。

1月18日、「パワーアップジャパン From Tokyo」が総合体育館で開催され、230名が武道や体操、球技を通じてトップアスリートと交流しました。1月21日、新図書館が設置される「駅北再開発ビルの安全祈願祭」が駅北再開発地区で行われました。

文化財課関係、1月10日から3月22日までの会期で、みぢかな文化財展「くらしと農耕」を多賀城史遊館で開催しております。

1月13日から1月22日にかけて、多賀城地区ほ場整備事業に係る住民説明会が地区ごとに開催され、文化財課長等が出席しております。

平成27年1月26日提出、教育長。以上でございます。

## 委員長

ただいまの教育長の事務事業等の説明について、何か質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

## 委員長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

## 日程第4 議事

### 議案第1号 平成27年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について

## 委員長

次に、議案第1号平成27年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について、教育長の説明を求めます。

## 教育長

議案第1号平成27年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について、担当課長から説明させます。

## 委員長

副教育長。

## 副教育長

議案第1号平成27年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標についてですが、別紙のとおり定めるものでございます。

資料の3ページになりますが、資料の4ページから7ページまで、議案の本文が記載されておりますが、本日の説明は、別冊の資料でご説明申し上げます。別冊の議案第1号資料をご覧ください。平成26年度との変更箇所を色つきで示しております。朱書きが平成27年度の内容になります。内容を順にご説明申し上げます。恐れ入ります、資料の中段の26年度を27年度に訂正お願いします。申し訳ございません。

はじめに多賀城市教育基本方針ですが、基本方針は、昨年度と内容を変更はしておりません。

これは、平成23年度に、平成23年度を初年度とする第五次多賀城市総合計画が策定され、多賀城市の将来都市像、教育関係の政策タイトルが決定したことから、それらとの統一性を持たせるために一部変更しておりますが、これは、基本方針でございますので、平成24年度から、引き続いて、同じ内容となっております。次に、この教育基本方針を受けまして教育重点目標を定めております。この重点目標につきましては、「1の学校教育の充実」から「5の文化財の保存と活用」まで、それぞれの分野における内容を定めております。

東日本大震災以後、震災からの復旧・復興関係の項目が、全体として、大き

かったのですが、ハード面の災害復旧工事等が平成24年度で終了し、それから震災によって、延期、休止、縮小などを余儀なくさせられていた事務事業なども、震災前の姿に戻ってきているという状況でございます。それでは、各項目に、担当課長からその概要と変更内容などをご説明いたします。よろしくお願いいたします。

## 学校教育課長

1の学校教育の充実につきまして、1ページから2ページにかけてご説明します。全体的にまず申し上げますが、学校教育充実のため、知徳体3つのバランスの良い人格の完成を目指して、多賀城市の教育基本方針に則り実践を行っていきます。中でも、確かな学力、豊かな心、健やかな体、この文言につきましては、5つの柱立てをして、その中の3つの項目として述べさせていただきました。それに加え多賀城を知り、多賀城を語れる児童生徒の育成に努める。また、加えて、震災後の心のケアを充実させることによる円滑な学校運営の支援に努めることで、総括したいと思っております。

柱立てとしては5つの項目に分けて、今申し上げたことの細かな施策に、努めてまいります。

まず、一つ目ですが、確かな学力を育む教育の施策です。これにつきましては、思考力、判断力、表現力、そうした幅広い意味での確かな学力を育むために様々な施策をとってまいります。特に教職員の授業力の向上や、体験的な学習の支援、家庭学習の啓発支援につきましては、今年度も重点的に取り組み、支援員の配置とともに大きな役割を果たしているところです。

(2)の豊かな心を育む心の教育の施策ですが、自己肯定感や自尊心を高めていく、そういう教育を推進しながら、教員からは語りかけて励まし、認めて育てるそうした生徒指導の支援を行うことを中心として、様々な相談活動にも当たりながら、スクールソーシャルワーカーを中心とした体制の整備にも努めてまいります。

(3)、2ページになりますが、健やかな体を育てる健康教育推進の施策にも努めてまいります。特にこの部分では、○(まる)の3つめですが、震災による心の影響の実態把握が欠かせません。その実態把握に努めた上で、その前提に則った適切なケアの推進を今後も続けていきます。そのためには、福祉部門、警察、児童相談所、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等との協働体制をとりながら推進してまいります。

(4)の開かれた特色ある多賀城らしい教育の推進の施策ですが、先ほど申し上げたとおり、多賀城を知り多賀城を語れる児童生徒の育成ということで、多賀城らしい理科教育の推進ですとか、国際理解教育の充実のためにA

LTをうまく活用し、保護者・地域の信頼に応える学校づくり、そして開かれた学校経営に支援をしていきたいと思えます。

(5)は安全で潤いのある学校教育環境づくり推進の施策ですが、やはり安全で安心して遊ぶことのできる教育施設の整備、学校環境の整備に今後も努めてまいります。特に防災教育につきましては、防災副読本の作成に平成27年度は重点的にあたる予定にしておりますので、行政の防災部門とともに、大学、高等学校と協働のもと、一体となった連携を強化してまいります。

本年度は、用語の見直しを行いまして、2ページが一番上でございますが、学校生活指導支援員という名称に直してあります。これはその他の、特別教育支援員や、理科支援員、学習支援員などと同じように同様に名称を揃えたという意味です。

(5)に新たに、学校施設の計画的な整備を加えました。城南小学校の大規模改修工事や、多賀城中学校及び多賀城東小学校のエレベータ改修工事等が計画的に行われることから、項目として新たに位置付けました。

その下の防犯・防災教育・安全教育の推進の中の防災副読本の作成ですが、名称については、自明なので多賀城市を削除しました。また、平成27年度は調査研究を終えて作成の段階ですので、調査研究を削除しました。さらに、大学、高等学校、行政防災部門とより一体化した取り組みを強調するため、それぞれを黒い・(ぼつ)でつなぎました。以上でございます。

## 生涯学習課長

生涯学習課関係でございます。2ページの2生涯学習の振興から3ページの4芸術文化の振興まで説明いたします。

まず、2の生涯学習の推進につきましては、これまでの取り組みの成果を大切にしながら、講座や学習内容の充実、学校・家庭・地域の連携協力による協働教育の推進、読書活動の推進、団体支援に取り組んで参ります。平成27年度は、学校支援地域本部事業の全中学校区での実施、放課後子ども教室も市内すべての小学校で実施します。市立図書館の移転新設によりあらゆる世代の集う知の空間を創設します。

3のスポーツの振興でございますが、多種目・多世代・多目的でつくる市民スポーツ社会実現のための取り組みを進めて参ります。スポーツ機会の充実、社会体育施設の環境整備、スポーツ団体の支援に取り組んで参ります。

4の芸術文化の振興については、市民の多様な文化活動を積極的に支援します。心の豊かさを求める市民の文化に寄せる関心と期待に対応するため、国内外の優れた芸術を鑑賞する機会の拡充に努めます。文化センターの機能充実を図り、特性を活かしたホール事業を実施します。市民団体が自主的に

取り組む発表会やコンサート等の催しを応援します。

## 文化財課長

5の文化財の保存と活用ですが、東日本大震災復興計画において、復旧期から再生期に入ったことによる文言整理や、新規事業について施策の追記をしております。施策の(1)特別史跡の公有化及び史跡地内の景観保全につきましては、公有化を促進し、史跡地内の景観を保存していきます。

(2)の特別史跡多賀城跡復元整備事業につきましては、検討委員会議を開催し、南門復元の実施設計の見直しを図っていきます。

(3)の名勝おくの細道の風景地の景観保全につきましては、昨年、国の名勝に採択されたことから、その景観を保全する目的で、保存管理活用計画を作成します。

(4)の文化財保護意識の普及啓発、(5)の文化財調査の実施と保存活用の推進、及び(6)の埋蔵文化財調査センター体験館の管理運営につきましては、埋蔵文化財調査センターを拠点に展示会を開催し、保護意識の普及啓発を推進します。

(7)の文化財関連施設の整備については、古文書等収納設備設置の検討を終えたことから、古文書等を保存する特別収蔵庫の改修工事を行っていきます。

以上、簡単ではございますが、平成27年度の教育重点目標の説明を終わります。

## 副教育長

もう一つ、議案の資料として、5ページから「平成26年度の教育基本方針、教育重点目標の主な実績」を記載させていただいております。これらと連動するような形で平成27年度の重点目標を設定しております。こちらのひとつひとつの事業ごとの説明については、割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

## 委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。今野委員。

## 今野委員

学校教育のところで聞きたいのですが、2ページの(4)ふたつ目ですが、多賀城らしい理科教育推進とありますが具体的にはどのようなことですか。

(5)の○(まる)の3番目、防犯防災教育のところですが、「・(黒点)」になっています。それと危機管理マニュアルの後ろは、「、(読点)」になっていますが、ここは直さないのでしょうか。細かいことなのですが、ここ

だけお願いします。

#### 学校教育課長

(4) の多賀城らしい理科教育の推進ということですが、理科教育そのものが多賀城市の学校教育におけるひとつのエポックと考えています。具体的には、小学校6校にすべて理科支援員を配置して、実験等で不備等のないように、それから実際に授業を行う教員の実質的な支援が充実して、より理科に対する興味・関心がわくような実験の準備にあたってもらっています。そういうことで、大学や研究施設なども多い多賀城市が理科教育の拠点としての位置付けを推進していこうという意味合いです。

それから、防災副読本につきましては、防災副読本の作成と一体化した取り組みとして、危機管理マニュアルの整備支援を一緒にやっています。その間が「・(黒点)」でつながっているのは、それだけ密な意味合いをもっているということです。それとひとつかけ離れたところに、読点がありますが、読点で大学・高等学校、実際には東北大学防災研究所と多賀城高等学校、行政の防災部門、実際は交通防災課ですけれども、そことしっかりと連携を図ったということで、一体となろうという意味合いが強くなります。そこで、中心に黒点がつく形になっています。そういう意味合いですが。

#### 今野委員

危機管理マニュアルの整備支援のところだけ読点になっていますが、意味があつてですか。

#### 学校教育課長

ここが読点になっているのは、資料集作成と整備支援がひとつになっているという意味です。

#### 今野委員

了解しました。わかりました。

#### 委員長

他に、質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

#### 委員長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第1号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

#### 委員長

異議がないものと認め、議案第1号について原案のとおり決定します。

## 議案第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見について

### 委員長

次に、議案第2号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見について、教育長の説明を求めます。

### 教育長

議案第2号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見について、副教育長から説明させます。

### 委員長

副教育長。

### 副教育長

それでは、議案第2号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見について、ご説明いたします。資料の8ページになりますが、このことについて、市長から意見を求められたので、異議ない旨意見を申し出たいというものです。

9ページが、市議会に提案される議案になります。また、10ページから13ページまでに、条例改正の改正案がありますが、改正内容につきましては、改正する条例が、5つありますが、第1条から第5条まで5つの条文になっていますが、条例を条ごとに改正しています。

10ページをご覧ください。第1条で、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正、第2条で、多賀城市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正、第3条で、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、第4条で、多賀城市職員定数条例の一部改正、第5条で、暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正、以上のように、5つの条例の改正を行うものですが、改正内容につきましては、改正案文ではわかりにくいところもありますので、後ろのページにある新旧対照表でご説明いたします。

14ページをご覧ください。第1条の、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正ですが、左側が新、右側が現で現在の内容です。第1条の教育長の給与等につきましては、これまで教育公務員特例法で規定されておりましたが、今回の改正により、地方自治法の規定によるものとされたこ

とから、根拠法令の規定を改正するものです。次の、「給与に関し」からの部分につきましては、文言の修正を行うものです。第2条の給料のところの改正につきましては、これまで、教育長は一般職でしたが、今回の改正によって特別職となることから、所要の改正を行うものです。

次の15ページをご覧ください。第2条の、多賀城市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正ですが、今回の改正に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項に、教育長の職務専念義務が規定されたことから、第1条にその根拠法令を追加し、第2条に「教育委員会の教育長」を追加するものです。

同じページの下欄になりますが、第3条の、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ですが、これはこちらの表をみていただくとわかりますが、報酬の額を決めている現在の表の中から、委員長の部分を削るものです。

次の16ページをご覧ください。第4条の、多賀城市職員定数条例の一部改正ですが、これは、「教育長を除く。」という規定を削るものです。この条文は一般職の職員の定数を規定するに当たり、その定義をしている部分ですが、今回の改正で、教育長は特別職となったことから、この改正を行うというものです。

最後になりますが、第5条の、暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正ですが、これは今回の改正で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条ずれがあったために、所要の改正を行うものです。なお、改正後の第25条は「事務の委任」について定めたものですが、内容に一部改正はありますが、法律条文の意義は基本的には変わりはありません。改正内容は以上のようなものになります。

資料の11ページにお戻り下さい。この条例の施行日ですが、附則にありますとおり、平成27年4月1日になります。

また、次の12ページからになりますが、附則の第2項から第6項までは、経過措置になります。これらの附則の内容は基本的には同じ内容になりますが、この12ページの上から2行目から4行目にかけて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、という規定があります。

これはどういう内容かといいますと、これまで制度改正の内容をご説明する中で何度かお話ししてきましたが、現在の教育長の、教育委員としての任期が満了するまでは、教育長は従前の例により在職し、委員長も在職するというこ

とになります。

現在の菊地教育長の教育委員としての任期は、平成28年9月30日までです。それまでの間は、これまでどおりの教育長が在職し、委員長も引き続き在職するということになります。今回の条例の附則の経過措置では、ただ今説明した期間については、今回の改正による改正後の条例ではなく、今回の改正による改正前の条例が、これまでどおり効力を有するというのが、その内容でございます。現在の教育長が任期中在職する間は、これまでの条例がこれまでどおり効力を有するということになります。

以上で、説明を終わります。

#### 委員長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

#### 委員長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第2号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

#### 委員長

異議がないものと認め、議案第2号について原案のとおり決定します。

### 議案第3号 平成26年度多賀城市一般会計補正予算(第7号)に対する意見について

#### 委員長

次に、議案第3号平成26年度多賀城市一般会計補正予算(第7号)に対する意見について、教育長の説明を求めます。

#### 教育長

議案第3号平成26年度多賀城市一般会計補正予算(第7号)に対する意見について、担当課長から説明いたします。

#### 副教育長

議案第3号平成26年度多賀城市一般会計補正予算(第7号)に対する意見について、資料の17ページになりますが、このことについて、市長から意見が求められたので、異議ない旨意見を申し出たいというものです。

18ページからの、補正予算第7号をご覧ください。こちらの資料で内容をご説明いたします。

なお、これからご説明する補正予算の内容ですが、2月の市議会に提案し審

議いただく予定でございます。

それでは、20ページをお願いします。右側に、一般会計予算の歳出合計額が出ておりまして、歳入歳出とも同じ金額ですが、補正額合計としまして、21億8,063万円を減額し、総額で371億3,823万8,000円とするものでございます。

同じ表に、10款教育費がございますので、ご覧ください。教育費の予算額については、左側一番下になりますが、3,515万7,000円を減額するもので、補正後の教育費の予算額は、33億1,737万6,000円となるものでございます。

右側の上に、1の教育総務費から、5の保健体育費までありますが、それぞれ記載のとおり金額の補正を行っております。内容につきましては、後ろの資料で順にご説明いたします。

はじめに、申し上げておきますが、今回の補正予算につきましては、平成26年度の事務事業の完了に伴う執行残の予算の減額が主なものになっておりますので、各課長からの説明の際には、執行残の場合は、詳細の説明は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、図書館の移転に関する関係予算については、繰越明許費、債務負担行為補正などもあり、金額的にも大きく増額となっておりますので、図書館の移転に関する部分につきましては、別に資料を用意しておりますので、今回の補正予算全体をご説明した後で、最後に図書館関係を資料によりご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、歳出から補正の内容をご説明いたしますので、44ページをお願いいたします。

#### **学校教育課長**

10款1項2目事務局費で、196万4,000円の減額です。学校教育課関係で、説明欄1学校教育指導事業は、教師用教科書、指導書の購入の費用ですが、事業費確定に伴う減額補正です。続いて、説明欄2の防災副読本作成事業で報償費50万円の減額補正ですが、東北大学からの申し出で講師派遣無報償措置によるものです。説明欄3の栄養教諭を中核とした食育推進事業ですが、30万円の減額補正です。

これは平成25年度、平成26年度の2カ年で県の指定を受けた事業ですが、県の事業中止に伴うものです。45ページになりますが、説明欄4の多賀城市中学校体育連盟補助事業ですが、81万1,000円の減額補正です。県中体連の生徒分負担措置に伴うものです。

#### **副教育長**

10款2項1目小学校の学校管理費で、586万5,000円の減額でございます。説明欄の、教育総務課関係ですが、1の学校施設維持管理事業で、需用費の消耗品費につきましては、児童用の机椅子の一部を更新し、購入するための増額、44万4,000円でございます。光熱水費、161万5,000円につきましては、電気料の不足に伴う増額でございます。これは、過去の実績をもとに予算を計上しているわけですが、4月からの値上げに伴うものが主なものでございます。

次に、2の城南小学校校舎大規模改造事業で、670万4,000円の減額補正です。これは、設計業務委託、耐力度調査委託について、契約額が確定したことに伴う執行残の減額でございます。

次に、3の多賀城東小学校エレベータ改修事業で、122万円の減額補正ですが、これは、設計業務委託の契約額が確定したことに伴う執行残の減額でございます。

10款2項2目小学校の教育振興費で、20万3,000円の減額でございます。1の教育教材整備事業、39万3,000円ですが、これは、消耗品費3万1,000円と、備品購入費36万2,000円の増額ですが、この4月から多賀城小学校に特別支援学級（難聴学級）が新設される予定ですが、その児童のための消耗品、備品の準備を行うためのものでございます。今回、小学校と中学校の、机椅子の購入、また、教育教材としての消耗品、備品購入費を補正しておりますが、これらは、財源内訳に記載のとおり、教育費寄付金を充当しているものでございます。

#### **学校教育課長**

続いて学校教育課関係、説明欄1の就学援助事業、小学校修学旅行費ですが、事業確定に伴う執行残でございます。2の特別支援教育就学奨励事業、小学校学校給食費につきましては、事業費確定に伴う25万円の減額補正でございます。

#### **副教育長**

次に、10款3項1目 中学校管理費で、298万4,000円の減額でございます。そのうち、説明欄の教育総務課関係ですが、1の学校施設維持管理事業で、250万円の増額ですが、需用費の消耗品につきましては、生徒用の机椅子を一部、更新し、購入するための増額、43万9,000円でございます。光熱水費、206万1,000円につきましては、電気料の不足に伴う増額でございます。これは、過去の実績をもとに予算を計上しているわけですが、4月からの値上げに伴うものが主なものでございます。

なお、財源内訳に記載のとおり、机・椅子には教育費寄付金を充当している

ものがございます。

次に、多賀城中学校プール改修事業について、426万4,000円の減額補正ですが、プールの缶体シートの修繕が終了していることに伴う執行残の減額でございます。

次に、多賀城中学校エレベータ改修事業で、122万円の減額補正ですが、これは、設計業務委託の契約額が確定したことに伴う執行残の減額でございます。

次に、10款3項2目中学校費の教育振興費で、172万6,000円の減額でございます。そのうち説明欄の教育総務課関係ですが、1の教育教材整備事業（中学校）で、24万9,000円を増額するものです。消耗品費1万2,000円と、備品購入費23万7,000円を増額につきましては、この4月から第二中学校と高崎中学校に特別支援学級が新設される予定ですが（第二中学校が肢体不自由児学級、高崎中学校が病弱・身体虚弱学級）、それらの生徒のための消耗品、備品の準備を行うためのものがございます。なお、財源内訳に記載のとおり、これらに対しましては、教育費寄付金を充当しているものがございます。

#### **学校教育課長**

続いて学校教育課関係、説明欄1の就学援助事業、中学校修学旅行費、校外活動費の事業確定に伴う197万5,000円の減額補正です。これは、認定見込み数としては当初認定とほぼ同じ人数が認定される予定ですが、修学旅行費と校外活動費を見込んでいた人数が実際には少なくなったために、減額するものがございます。

#### **文化財課長**

続きまして10款4項4目文化財保護費でございますが、214万5,000円の減額補正でございます。説明欄1の文化財保護管理事業で1万5,000円を増額補正は、市民からの教育寄附金を特別史跡内管理維持の費用に充当するものがございます。2の被災文化財（古文書等）保全等事業で216万円の減額補正は、事業費の確定による減額補正です。

#### **生涯学習課長**

次に、10款4項6目図書館費で575万円の減額補正でございます。説明欄1の図書資料整備管理事業で125万円の増額補正でございますが、これは、教育費寄附金の活用により、図書の購入に充てるものがございます。同じく図書館費、説明欄2の図書館駐車場法面改修事業で、700万円の減額補正でございますが、工事請負費として、法面改修工事が完了（2月完了予定）となることに伴う、執行残額でございます。次の47ページをご覧ください

さい。次に、10款4項8目市民会館費で1,136万円の減額補正でございます。説明欄1の文化センター改修事業でございますが、委託料として、改修に係る設計委託の契約金額が確定したことに伴う、執行残の減額でございます。

恐れ入りますが、21ページをお願いします。第2表、繰越明許費の10款4項文化センター改修事業で4,644万円の繰越明許でございます。文化センターに関する改修設計委託について、平成26年12月に契約締結をしたところですが、現場調査の範囲が広範囲に及び、文化センター内にある、市民会館・中央公民館・埋蔵文化財調査センターの各施設間での詳細な調整も必要となるため、委託期間の延長が必要となることから、これを繰り越すものでございます。なお、事業の完了は平成27年8月末を予定しております。

次に文化センター関係として、債務負担行為について、説明いたします。

22ページをお願いします。第3表債務負担行為補正でございます。追加欄の上から4番目の、「文化センター指定管理委託料」については、平成26年度から、消費税による影響もありましたが、指定管理者の企業努力で、これまで設定していた債務負担行為額で対応しておりました。しかし、ガス代の値上げ等もあり、平成27年度においては、これまでの予算での対応では困難なことから、平成27年度分の債務負担行為として、当該委託料453万円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、47ページへお戻り下さい。

## 文化財課長

9目、埋蔵文化財調査センター費で、1億2,089万5,000円の減額補正でございます。説明欄1の、埋蔵文化財緊急調査事業（補助）は、大規模な宅地造成等の開発に伴う試掘・確認調査時の重機借上げ費用の不足を生じた為、各事業費の組み換えを行うものです。2の埋蔵文化財調査受託事業の4,039万3,000円の減額補正は、本事業に係る当初見込み件数4件から1件の発掘調査にとどまることが見込まれるため、各事業費を減額するものでございます。

3の埋蔵文化財緊急調査事業（復興交付金）の7,702万5千円の減額補正は、本事業に係る当初見込み件数32件から9件の発掘調査にとどまることが見込まれるため、各事業費を減額するものでございます。次のページをお願いします。4の埋蔵文化財調査センター庶務事務につきましては、事業費確定に伴う減額補正でございます。

ここで21ページをお願いしたいと思います。繰越明許費でございます。10款4項社会教育費の3段目になりますが、埋蔵文化財調査受託事業で

923万円を繰り越すものです。これは、宮内災害公営住宅建設の事業計画が遅れたことに伴い、発掘調査の開始時期が3月となり年内の調査完了が困難となったため繰り越すものです。完了時期は平成27年9月末を予定してございます。

次の4段目の埋蔵文化財保存活用整備事業で756万円を繰り越すものです。これは、埋蔵文化財調査センター大規模改造工事に係る実施設計業務でありまして、先ほどご説明いたしました、2段目の文化センター改修事業と連動するもので、完了時期は同様に平成27年8月末を予定してございます。恐れ入ります。48ページにお戻りください。

#### 学校教育課長

10款5項2目学校給食管理費で1,406万9,000円の減額でございます。説明欄1の学校給食調理事業で食材発注業務の食数減、及びアレルギー児童生徒の給食費減のために、減額するものです。これは予算作成時に、アレルギー疾患、放射線影響等の理由で給食をとらない児童生徒数を想定していないこと、10月末時点での学籍状況から人数を調整して想定していることから、このような減額になったものです。以上で、歳出の説明を終わります。

続いて歳入の説明をいたしますので31ページをお願いいたします。14款2項3目教育費国庫補助金で、24万2,000円の減額補正です。1節小学校費補助金、説明欄1の要保護児童就学援助費（修学旅行費）補助金で、同事業の事業費確定に伴い4万7,000円の減額です。国の補助率は2分の1でございます。特別支援教育就学奨励費補助金も同様に事業費確定に伴い12万3,000円の減額で、国の補助率は2分の1でございます。次に、2節中学校費補助金、説明欄1の要保護生徒就学援助費（修学旅行費）補助金で、同事業の事業費確定に伴い7万2,000円の減額で、国の補助率は2分の1でございます。

#### 文化財課長

次に、36ページをお願いいたします。続きまして、15款2項6目教育費県補助金で283万円の減額補正でございます。1節社会教育費補助金で被災博物館等再興事業費補助金の216万円の減額でございますが、これは歳出で御説明申し上げました被災文化財（古文書等）保全等事業費の確定による減額でございます。

#### 学校教育課長

3節小学校費補助金で、学校教育課関係、宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金で同事業の事業費確定に伴い、10万9,000円の減額で、県の補

助率は10分の10でございます。次に、4節中学校費補助金で、学校教育課関係、宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金で同事業の事業費確定に伴い、56万1,000円の減額するもので、県の補助率は10分の10でございます。

37ページをご覧ください。15款3項2目教育費委託金で、食育推進事業委託金で、30万円の減額です。同事業の中止に伴い、減額するものです。

#### **副教育長**

次に、40ページですが、18款1項4目教育施設及び文化施設管理基金繰入金ですが、7,258万1,000円の減額補正です。こちらの所管は市長公室になります。説明欄にあるとおり、城南小学校校舎から文化センター改修まで、それぞれの事業の事業費確定に伴い、繰り入れする金額を減額するものでございます。

#### **文化財課長**

次に、41ページをお願いいたします。次に20款4項3目教育費受託事業収入で4,039万3,000円の減額補正でございます。説明欄の埋蔵文化財調査センターの1の埋蔵文化財発掘調査受託における4,039万3,000円の減額は、歳出で御説明申し上げました事業費を減額することに伴う受託事業収入の減額でございます。

#### **学校教育課長**

次に20款5項2目雑入で、5節学校給食費実費徴収金ですが、学校給食センター関係で、小学校で994万5,000円、中学校では708万5,000円、合計で1,703万円の減額補正でございます。これは、歳出の時にご説明いたしましたが、小学校、中学校の食数の見込みが減ったことによるものでございます。

#### **副教育長**

次に、42ページですが、20款5項7目 雑入で、太陽光発電売電料として、グリーンニューディール分とあわせて、7万9,000円の増額補正でございます。これは、当初予算で計上していた小中学校の太陽光発電売電料が、見込額より大きくなったことによって、見込額との差額を補正するものでございます。

#### **文化財課長**

次に、埋蔵文化財調査センター関係でございますが、太陽光発電の売電量で5万1千円の増額補正でございます。

#### **副教育長**

以上で、歳入の説明を終わります。引き続き図書館の関係をご説明いたしま

すので、よろしくお願いいたします。

## 生涯学習課長

それでは引き続き、図書館移転事業に係る補正予算について、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、46ページをお願いいたします。10款4項1目社会教育総務費の図書館移転事業関連でございますが、今回の補正の対象となる市立図書館建設費負担金につきまして、これまでの教育委員会において御説明してきた内容を踏まえながら、今回の増額の背景、要因等について、ご説明させていただきます。

これまで図書館移転事業の平成26年度予算においては、財産の取得に相当する建設費負担金として、約9億円の予算化をしておりましたが、平成26年11月19日開催の平成26年教育委員会第11回定例会におきまして、児童書コーナーの増床等に伴う図書館の床取得に係る経費の見込みは、約18億円とご説明しました。

増額の要因としましては昨今の建設事情に伴う建設資材や労務単価の高騰によるものでございますが、その後、駅前の再開発事業の資金計画について市長部局で精査したところ、まず、再開発事業の収入に当たる国からの補助金が増額したことと、それに加え、再開発事業に係る3つのビル全ての入居主体に対する負担割合について、調整を行った結果、床取得に係る経費につきましては、昨年11月時点での約18億円から約4億円減額し、総額としまして14億2,742万6,000円となったものでございます。

この負担金は、工事の進捗状況に合わせ、平成26年度と平成27年度の2カ年度の債務負担行為を設定しておりますので、平成26年度は、総額6億7,960万3,000円の経費を要することとなり、今回は、平成26年度分として予算化した、5億4,742万2,000円に対して、不足する1億3,218万1,000円の増額を補正するものでございます。なお、残りの7億4,782万3,000円については、平成27年度当初予算に計上いたします。

今後の予定につきましては、今回の補正予算について、市議会の議決後、多賀城駅北開発株式会社と覚書の変更締結を行なった上で、昨年6月に一度議決を得ておりました教育財産取得の変更に係る議案を、今年度内に市議会で提案する方向で進めていきたいと考えております。

また、昨年11月に御説明いたしました、同じく建設費負担金として支出をすることとなる、図書館としての機能を整えるために必要となる内装及び什器備品の整備に要する経費につきましても、概算で4億円と御説明しました整備に係る経費が、見積りの結果4億120万1千円となり、平成27年度当初予

算に計上いたします。

以上、平成26年度から平成27年度にかけての図書館移転事業に係る建設費負担金の大枠につきまして、ご説明させていただきました。

続きまして、補正の説明に戻ります。10款4項1目社会教育総務費で、1億3,218万1,000円の増額補正でございます。説明欄1の19節負担金、補助及び交付金として、「市立図書館建設費負担金」を増額補正するものです。内容についてはただいまご説明したとおりでございます。恐れ入りますが、21ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費のうち10款4項図書館移転事業について、7億2,360万3,000円の繰越明許でございます。当初、予定した新図書館のオープン時期が、平成28年3月に変更になることに伴い、当初想定していた「建設費負担金」の支払時期及び「図書館システム構築業務」に係るスケジュールが変更となるため、平成26年度内に支出を予定していた分を繰り越すものがございます。

次に、債務負担行為のご説明をさせていただきます。22ページをお開き下さい。第3表債務負担行為補正でございますが、債務負担行為は、複数年契約を締結する業務や新年度当初から業務開始をするものについて、今年度中に契約等の事務処理を行なう必要があることから、債務負担行為を設定させていただくものがございます。

はじめに債務負担行為の追加でございます。「(追加)」の表の下から2番目、「単年度契約事務に係る各種業務委託等」で、8億8,253万2,000円を計上いたしておりますが、そのうち、2億1,680万7,000円として「図書館移転準備業務委託」を、また、6,089万3,000円として「図書館奉仕業務委託」を計上しております。

内容でございますが、「図書館移転準備業務委託」については、新図書館開館に向けて、蔵書の整理や新図書館への搬出作業等の、移転開館に向けた準備業務全般を委託するものです。

また、「図書館奉仕業務委託」については、これまで、市職員が対応していた本の貸し出し等に係るいわゆる奉仕業務の委託となります。これら、図書館に係る二つの業務につきましては、移転準備業務と奉仕業務を一体的に同時並行で実施することで、新図書館における管理運営を円滑に進めていくことから、新図書館の指定管理者として予定している、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社へ委託するものがございます。

次に、その下の「(変更)」の表をご覧ください。債務負担行為の変更でございます。表の1番目、「市立図書館建設負担金」ですが、債務負担行為限度額の

変更につきましては、先ほど、歳出の際に御説明をいたしましたとおり、建設資材や労務単価の高騰等による増額分でございます。変更前は、平成26年度及び平成27年度の2カ年度分として、総額9億1,237万円としておりましたが、変更後は、18億2,863万7,000円とさせていただきます。

なお、平成27年度分の建設費負担金につきましては、図書館として機能するために必要な内装・什器・備品の整備に必要な経費も含めております。内訳等につきましては、のちほど、平成27年度当初予算案の内容の中でご説明いたします。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入でございますが、建設費負担金に充当する歳入としまして国庫補助金や基金繰入金、教育債等がございますが、こちらにつきましては、市議会では市長公室と建設部から説明することとなります。

以上で、図書館移転事業に関連する補正予算の説明を終わります。

## 副教育長

ただいまの図書館補正予算に関連する平成27年度予算について、引き続きご説明いたします。

## 生涯学習課長

それでは、図書館移転に係る、平成27年度予算を予定している部分についてでございますが、これは、次回以降の教育委員会で、ご審議いただくこととなりますが、今回は、その概要について御説明をさせていただきます。議案第3号関係資料「平成27年度当初予算案 図書館移転事業関連に係る主な内容」に基づき説明させていただきます。予算における事務事業単位で、図書館移転事業関連に係る主なものを、記載しております。

はじめに、1の図書館移転事業でございます。1点目として、図書館移転準備業務委託料、2億1,680万7,000円でございます。これは、先ほど、平成26年度補正予算の債務負担行為の際に、ご説明させていただいたところですが、新図書館開館に向けて、蔵書の整理や新図書館への搬出等、移転開館に向けた準備業務全般を、新図書館の指定管理者として予定しているカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社に委託するものです。

2点目として、図書館システム構築業務委託料、6,600万円でございます。これは、平成26年6月議会に、補正予算として、提案し、議決をいただいた予算となりますが、改めて内容を御説明いたしますと、利用者の目線に立ち、よりサービスの向上を図るため、移転を契機に新たに図書館システムを構築するものでございます。

主な内容としては、容易な図書の検索や自動貸出を可能にするほか、図書館管

理効率化のためのＩＣ化、読書通帳機器等に対応するためのシステム構築と、ＩＴ環境への対応を目的とした館内のインターネット（Ｗｉ－Ｆｉ）環境の整備等に要するものでございます。平成２６年度予算にも４，４００万円を計上しており、その後、先ほどの２月補正予算の際に、ご説明させていただきましたとおり、全額を平成２７年度への繰越明許費として設定いたします。

以上、総事業費は、「図書館システム構築業務委託料各年度の予算措置」にアンダーラインを記載しておりますとおり、平成２６年度・平成２７年度の予算と合わせて、１億１，０００万円となります。

３点目として、備品購入費５１７万６，０００円でございます。これは、新図書館への移転に伴い、施設の管理に必要な備品を整備するものでございます。主要な備品類として、返却ボックス、脚立、踏み台、ブックカート、プロジェクターを考えております。

４点目として市立図書館建設費負担金ですが、１１億４，９０３万４，０００円でございます。平成２７年度分の建設費負担金でございますが、その内訳として、記載されておりますとおり、次の「床取得費用」と「内装・什器備品」のふたつがございます。①床取得費用として、７億４，７８２万３，０００円でございますが、多賀城駅北開発株式会社が行う駅北再開発ビルＡ棟のうち、市立図書館の建設に対する平成２７年度負担金でございます。平成２６年度予算にも先ほどの２月補正予算での説明のとおり、６億７，９６０万３，０００円の計上となり、その後、先ほどの２月補正予算の際に、ご説明させていただきましたとおり、全額を平成２７年度への繰越明許費として設定いたします。

改めてでは、ございますが、床取得に係る建設費負担金総事業費は、１４億２，７４２万６，０００円となります。なお、同建設費負担金は、床、壁、柱のみの内装等がない状態の建物の購入経費となります。次に、②の内装・什器備品として、４億１２１万１，０００円でございます。

これは、負担金として新たに計上するものとなりますが、図書館として機能するために必要な内装、什器・備品の整備を行うものであり、書架、什器、電気設備、家具、サイン関係、バックヤードなどの整備費用でございます。整備する内容や金額等の内訳につきましては、別紙Ａ３横長の資料「建設費負担金図書館内装工事、什器・備品整備費の概要」をもとにご説明させていただきますので、ご覧願います。

１番から１５番までの番号ごとに名称を記載しております。また、それぞれの項目ごとに、見積金額と税込金額を記載しております。備考欄には、それぞれの必要な情報を細かく記載しております。目を通していただきご質問がある場合はお願いしたいと思います。

次に、2の市立図書館管理運営事業でございます。市立図書館指定管理料として、2,358万4,000円でございます。平成28年3月開館に伴う、1か月分の指定管理料でございます。これは、平成26年6月に提案した指定管理者の指定の議案において、年間の指定管理料については約2億8,300万円となることを御説明しておりましたが、平成27年度では、1か月間のみの指定管理となる予定のため、約2億8,300万円の12分の1を指定管理料の月額として計上したものです。

次に、3の図書館施設維持管理事業でございます。図書館奉仕業務委託料として、6,089万3,000円でございます。これは、先ほど、平成26年度補正予算の債務負担行為の際に、ご説明させていただいたところでございますが、これまで、市職員が対応していた本の貸し出し等に係るいわゆる奉仕業務をカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社へ委託するものでございます。

なお、先ほど説明いたしました、図書館移転準備業務と今、説明させていただきました、図書館奉仕業務の委託先についてで、ございますが、この二つの業務をカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社に委託して同時並行で行い、新図書館への円滑な移転を進めていくこととしております。

図書館移転に係る、平成27年度当初予算の概要につきましては、以上でございます。

#### **委員長**

かなり長くなりましたが、補正に関する説明がありました。ただいまの説明について、質疑ありませんか。樋渡委員。

#### **樋渡委員**

複雑な予算でわかりにくいのですが、この構築業務委託料は、市のほうで提案した予算なんですか。それともカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社のほうからの提案で、こういう予算になりますよということなののでしょうか。

#### **生涯学習課長**

管理運営業務委託料でしょうか。2番の。

#### **樋渡委員**

1番の図書館システム構築委託料も含めてです。

#### **生涯学習課長**

以前からご説明してきましたが、今の図書館はバーコード管理であって、本のスピーディな管理もできない。あと、将来的な移転の際に、目指している入館者の人数に対応するような、自動貸出器にも対応できないことから、すべてIC化にしていこうと以前から説明しておりますが、それに対応するIC化の

対応するためのシステムですので、以前から計画してきた内容です。

#### 樋渡委員

いろいろな購入費とかに関しては、例えば、建設費負担金、内装工事については、見積もりというのは複数箇所からとっているのでしょうか。

#### 生涯学習課長

これも以前からご説明していますが、建設費負担金ですから、建設費ではございません。これは、駅北開発ビル株式会社が建てる建物ですので、それにかかる費用について、先ほど申し上げた、床と天井と柱だけあるというスケルトンのものとして、建設費負担金としては、駅北からうちのほうに見積もりが出ています。それに加えて、先ほど4億円の什器・備品にかかる整備費として説明しましたが、それにつきましても駅北から見積もりが出ております。

これについては、基本的には、図書館移転計画で示しております私たちが求めている居心地の良い空間の創出という、空間創出の発想を、その備品等に落とし込んでいただくという約束の下で整備に必要な経費としての見積もりが上がっております。もちろんその見積もりの内容については、私たちも細かく精査しております。裏付けとか、市販の価格とか、間違いがないかどうか。4億120万円につきましても、もらった見積もりもすべて細かく精査した内容で行っております。

#### 樋渡委員

市立図書館の管理運営事業と図書館施設維持管理事業ですが、図書館奉仕業務委託料というのが、これまで市の職員の方が対応していた本の貸し出し等のいわゆる奉仕業務というところで、年間約6,000万円かかると考えるわけですか。そうすると規模が大きくなるとして、今までの職員が対応してきた金額はいくらぐらいですか。

#### 生涯学習課長

今、資料を持っていないので後ほど。

#### 樋渡委員

例えば、維持管理事業にしても運営事業費にしても毎年かなり大きく施設も立派にするから、業務内容も変わってくるので、維持管理料もかなり高くなるけれども、今後、運営していく上で、赤字とかそういうことはないんでしょうが、運営費としてやっていけるのかどうなのか、素朴な疑問です。

それから、もう一つ、先ほどの図書館移転事業に戻りますが、読書通帳に対応するためのシステム構築となっておりますが、前に一度ポイント制にするといったものに関連しているのですか。本を貸し出しかなんかする時に、ツタヤかカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社ですか、ポイント制で、本を借

りるとポイントがつくとかつかないとか、私がおっちゃんになっているのかもしれませんが。

#### 生涯学習課長

そういう話しは一度もしたことはありません。読書通帳の話しはしましたが、ポイントの話はしておりません。通帳は銀行の通帳と同じように、自分の読んだ本が印刷される、子どもが自分の読んだのがどんな本で何冊読んだのか容易にわかるようなシステムだということです。

#### 樋渡委員

そのシステム全体で値段はどのくらいかかるんでしょうか。それはお子さんだけではなくて成人でも借りた人に対して、こういうものが一人に対してひとつ対応するということですか。

#### 生涯学習課長

基本的には子どもさんには、通帳は無料で配布したいと思っています。多少の費用はかかりますが。今からの計画なので、どこからどの範囲でどのくらいサービスを高めるかの計画を検討しています。今のところ、多賀城市の市民の子どもには無料で配布しようとしています。あと、大人の皆さんには図書館協議会の中で話しがあった内容ですが、ある委員さんが今までどんな本を読んだか、自分の人生の中で手帳にメモしていた。これを読んだとか。通帳を大人にも渡してもらうとすごく助かるという、自分がどんな本を読んだか一目瞭然でわかるという話しもあったので、費用等も勘案しながら市民全般で希望者に対応できるんだったら、無料か多少の有料かわかりませんが、市内の皆さんに配布できる体制をとっていかうかなという方向性は持っています。

#### 樋渡委員

個人的には、お子さんが昔、図書カードといって借りたものを書いてひとつは自分で持っている。図書館では、本自体に誰にいつまで貸したかというものがあったのですが、それをIT化するのに莫大な費用がかかるのであればもったいないのかなあということと、通帳にすると、いっぱい貯まってくるので、ひとつの自分が読んだ記録としてはいいかもしれないのでしょうか。

#### 生涯学習課長

子どもさんには、子ども読書推進に力を入れています。学校単位でも読書推進には、ポイント制にしたり、いろいろな仕掛けをやっています。図書館でも皆さんご存じのように子どもに特化した読書コーナーを設けたりして、読書推進を進めています。ブックスタートの意味からいって、お母さんが一番はじめに子どもに読み聞かせる本から始まって、どんな本を子どもに読ませたかその変遷を、通帳の中に歴史として刻まれていくという意味です。ものは銀行の通

帳とすっかり同じです。そういうものもやはり読書推進に拍車をかけるというか、後押しになるのではないかと思います。0歳児からの利用も、絵本をあなたに読んでやったんだよとか、そういうものも含めて、そういうことも仕掛けとして考えていきたいなということで計画したものです。

#### 樋渡委員

わかりました。ありがとうございます。

#### 委員長

樋渡委員さんの話は、そういったものを市でやっていくのは、結構なことだが、その費用対効果について心配はないのかということですので、その辺は十分配慮した上でのことだと思いますが、ひとつのご指摘として受け止めていただければと思います。他に質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

#### 委員長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第3号についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

#### 委員長

異議がないものと認め、議案第3号について原案のとおり決定します。

### 日程第5 その他

#### 委員長

次にその他に入ります。各委員から特に議題にしたい事項などありましたらお願いします。

(なしの声あり)

#### 委員長

ないようですので、以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。これをもって、多賀城市教育委員会第1回定例会を終了いたします。

午後5時55分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 副主幹 伊東 芳恵

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成27年2月27日

**多賀城市教育委員会**

委員長 印

委員 印

委員 印